

令和 8 年度  
「観光業魅力向上推進業務」

業務仕様書

令和 8 年 4 月

岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「観光業魅力向上推進業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 業務の概要

### (1) 目的

岩手県外在住の若者が本県の観光業で就労体験をする機会を提供し、参加者に地域の魅力や観光業の魅力を知っていただくことで、本県の観光業の魅力向上を図ろうとするもの。

### (2) 業務概要

- ア 就労体験プログラムの企画調整・実施運営
- イ 参加者の募集と受け入れ、滞在中のフォロー
- ウ 参加者へのアンケート実施
- エ 進捗管理・業務報告

## 2 業務内容（仕様）

### (1) 就労体験プログラムの企画調整・実施運営

- ア 実施時期 令和8年7月～令和9年2月を想定
- イ 実施日数 参加者1人あたり7日（6泊7日）以上とする。
- ウ 参加人数 合計25人以上を目標とする。
- エ ターゲット 岩手県外在住の10歳代後半～20歳代を主なターゲットとする。
- オ 内 容
  - ・岩手で就労し収入を得ながら、岩手ならではの体験（観光、就業先や地域との交流等）ができるプログラムを実施すること。
  - ・観光業（宿泊施設及び観光施設）等における募集受入事業者の募集と実施調整を行うこと。
  - ・受入事業者の募集・実施調整にあたっては、本事業の趣旨を説明すること。
  - ・受け入れ事業者と参加者を対象としたマニュアルの作成・配布を行うこと。
  - ・参加者1人あたり交通費・宿泊費計30,000円を上限として補助すること。
- カ 情報発信
  - ・事業効果を最大化するために、ターゲット層に広く広報できるような媒体、手法を提案し適切なプロモーションを実施すること。また受託者は各種イベントでも周知できるようチラシ（データ含む）を作成すること。
  - ・プログラムの開催状況や岩手県の観光素材を紹介する写真や動画を提供すること。
  - ・参加者自身のSNSで岩手県の魅力を発信してもらうこと。

## (2) 参加者の受け入れ、滞在中のフォロー

- ・ 受託者は、参加者が滞在中の期間、事前の打合せや就労体験のフォロー、観光・交流の機会創出、トラブル発生時の対応等、参加者が円滑に体験プログラムを実施できるようフォローアップすること。
- ・ 業務責任者は、統括的に全体状況を把握し、県等と常時連絡が可能な連絡体制及び通信手段を確保すること。
- ・ 企画実施に関する全てについて、事故やトラブル等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに県に報告すること。
- ・ 本業務における参加者の募集等については、職業安定法上の職業紹介に該当するため、職業安定法等の関係法令を遵守すること。

## (3) 参加者へのアンケート実施

- ・ 参加者に対し本事業に対する感想・意見（良かった点、改善点など）や、本県の観光や観光業に関するアンケートを実施し集計・分析すること。
- ・ なお、アンケート内容については県、受託者協議のうえ、決定すること。

## (4) 業務報告

- ・ 本業務の実施結果について、報告書を作成すること。
- ・ 報告書には、実施状況が分かる資料（実績、写真、成果品等）を添付のこと。

## (5) その他

- ・ 本業務の実施にあたっては、県と緊密な連絡を取りその指示に従うとともに、県からの企画等に関する相談、協議に真摯に応じること。
- ・ 業務内容については、県、受託者協議のうえ、変更する場合があること。
- ・ その他観光業の魅力向上に資する取り組みについて、自由に提案してよいこと。

# 3 契約に関する条件

## (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（称号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して書面で報告しなければならない。

## (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

**(3) 機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

**(4) 権利の帰属等**

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用できることとする。また、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

**(5) 個人情報の保護**

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護等に関する条例（令和4年12月22日岩手県条例第49号）を遵守しなければならない。

**(6) 帳簿書類**

受託者として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の時から5年間保存すること。

**(7) 委託金額の積算**

当該委託事業に要した経費の実績額が委託金額を下回る場合は、当該金額をもって委託金額をすること。

**(8) その他**

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うこと。